

社会福祉法人むくの会・こっこ保育園

中・長期事業計画(2025年度版)

社会保障費の自然増に対する予算割合が減少しつつ、また福祉の公的保障が形骸化あるいは後退するなかで、社会福祉・社会保障制度の拡充など、日本国憲法に保障された生存権や基本的人権を守り発展させる取り組みが求められます。また「平和あつての福祉」を福祉関係者の共通認識として追求します。

(保育所をめぐる情勢)

新型コロナウイルス感染症がインフルエンザ相当の第5類に指定変更され、その結果として従来の第2類相当で行われていた全ての規制が解除されることになり、国民の行動規制は自己責任で行われるとされました。また医療費についても基本的には無料制度が廃止されたため、自己責任での診察、治療に変わりました。

国の制度上は第5類に変わったものの、新型コロナウイルスそのものは従来と同様の性格を保持しており、感染拡大が起こる可能性が指摘されていますが、今後は自己責任の範囲で感染防止対策を講じた行動が行われます。

そんななかで、保育所を含む福祉施設では、特に老人保健施設などでのクラスター発生が起こらないように、当面は対策を講じながら業務を進めていく必要があります。

こっこ保育園では、園児や職員の感染は確認されていませんが、新たな基準に基づいて対応しています。

地球温暖化が進行して、地球の地下に眠っていた新たな細菌が地球上にその姿を現すようになった現在、保健衛生分野でのこれに対応するための組織や施設、技術をこれまで以上に充実することが早急に必要になっています。

国においては、保育士・介護士・学童保育指導員などの処遇改善について22年2月から平均3%(月額9000円)の賃金改善を処遇改善特例事業として補助金で実施し、10月からは処遇改善Ⅲとして給付することになり、23年度4月から同額での給付を維持しています。また、人事院勧告による23年度賃金上昇が5.2%行われたため、24年3月に一時手当として給付があり、24年度からはこの人勤分手当として各月に支給されることになっています。さらに24年度分の人事院勧告による手当が10.7%での支給があり、25年3月に一時金として全職員に支給、25年度4月からは23年度分と24年度分を合計して、月額で支給することになりました。これは、労働者の平均賃金よりも月額で7万円ほど低いとされる保育士や介護士の賃金改善にはまだ及びませんが、第一歩の改善となることを期待し、今後さらに改善が進むように私たちの取り組みが必要です。

職員配置最低基準の見直しが行われ、2024年度から暫定措置として実施されます。

4、5歳児は子ども30人:保育士1人→ 子ども25人:保育士1人、3歳児は子ども20人:

保育士1人→子ども15人:保育士1人に改善され、1、2歳児(6:1)を5:1に改定する場合はIT化などの取り組みが運用条件になるなどの課題があります。(0歳児はすでに3:1に改定されています)。

署名などで40年間にわたって国に要望してきましたが、やっと私たちの願いが少し届いたことになりましたが、欧米やヨーロッパなどでは4、5歳児15:1などとなっております、日本の遅れた状況を解決するには取り組みを継続することも大切です。政治が変わることも重要です。

また21年5月の文科省による「幼保小架け橋プログラム」が公表され、0歳～5歳児、小学校、中学校、高校までの管理教育の必要性が記載されています。国立大学附属幼稚園での試行保育が行われ、その分析に基づいて新たな架け橋プログラムが策定されるスケジュールになっています。小学校に入學してきた子どもたちが先生の話を聞く状態になっていないなどの現場からの訴えに沿って検討を重ねてきた結果であるとしているが、幼児期からの管理教育導入の可能性もあり、関係者での学習と意思表示が求められています。

寝屋川市は、架け橋プログラムの寝屋川版として、「ねやっCoエージェンシー」が23年度に策定され、民間保育施設などの職員を対象にしてワーキングショップなどが開催されてきました。24年度から本格実施するにあたり、「エージェンシー型教育Act1プラン」として、就学前教育・保育プログラム事業などが予算化されました。保育課の説明では、4～5歳児での保育士と園児、園児同士の話し合いをすること「どっちどっち」が寝屋川市のエージェンシーの取り組み内容で、これに補助金を出すほか、この事業実施にあたって保育補助者を雇用した場合に年額311.7万円の補助金を支給する(保育補助者雇用強化事業)ことも併せて実施するなど、国のプログラムとは異なる取り組みになっています。

政府の「働き方改革」などによる待機児対策では「企業主導型保育事業」などが前面に打ち出されました。この事業は19人程度の定員で従業員枠(50%以上)と地域枠の子どもを保育する施設ですが、都道府県への届け出義務があり、市町村へは届け出だけになっています。市町村の関わり方などが明確でないほか、従業員枠がいなくなったらどのようなのかについていとも明確になっていまいらず、真に待機児対策にならないなどの意見がでています。

日本の少子化対策は、少子高齢化対策として行われ、「少子化が進行して高齢対策の財源が減るのに高齢者が増えている」ことを問題にしています。また年金制度が本来は物価高騰と賃金上昇のどちらか高い水準に合わせて年金額を増額にする仕組みですが、少子化が進行することで年金支給額を減額する仕組みから成るマクロ経済スライド導入によって、年金減額が続いています。約290兆円の年金基金があると言われる状況ですが、この基金が株価の買い支えや核開発・武器開発企業への投資に使われていることが明らかになっています。現在国会で行われている「国民年金の底上げ」議論は、厚生年金から国民年金への繰入を20年間で約40兆円、国庫からの繰入を20年間で約65兆円行うものとし、国庫からの繰入の原資は消費税1%(毎年2.9兆円)で行うとし、これを自民、公明、立憲が合意しました。現役世代や氷河期世代のための改定としてメディアを含めて報道しますが、年金財源を年金基金と大企業・富裕層への適正課税によって賄うことが世界的な流れであることを、広く国民と共有する必要があります。介護保険では、訪問介護報酬の減額によって、ヘルパー賃金の減額が行われヘルパー不足が進行して事業所の倒産・廃業が多発。一方では介護保険料の大幅増額が

特に大阪で行われ、「保険あって介護なし」から「介護詐欺」状態に変わる深刻な状況が生まれています。また国民健康保険料の値上げとマイナ保険証への強引な移行が行われるなかで、システム障害や更新期間の問題などで医療が受けられない状況が出ています。そのため資格確認書を全世帯に配布する仕組みを導入した自治体も出てきています。

また、異次元の少子化対策として子ども家庭庁が打ち出した、誰でも通園制度が令和8年度から本格的にスタートするにあたり、昨年度からテスト的な実施が行われてきました。一日1時間、月10時間でゼロから3歳未満までの子どもを持つ家庭が利用できる制度で、各市町村が条例で決めることになっています。この制度は受け入れる施設の実態や一時保育による事故の発生などに配慮がなされていないことなどの問題が指摘されているほか、直接契約による利用制度であることによって事故発生の責任問題に行政や事業者がどのような対応するのかが明確でないなどの課題が指摘されています。さらに、子育て支援助成金の財源が国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料に加算して徴収される内容であることから、世代間での分断が危惧されることの指摘もあります。

少子化や高齢化の進行で、毎年80万人ほどの人口減少が続いていることは、日本の未来の形を変えてしまう大変な現象です。女性が子どもを産み育て働き続けることができる社会を一日も早くつくりあげることが大切です。

また、保育施設での保育士不足が特に近年は深刻な状況にあります。その原因が保育士の処遇条件にあることは指摘されているところです。寝屋川市が独自の処遇改善策を17年度から実施しました。国は15年度から処遇改善特例交付金を実施し、そして17年度からは処遇改善費Ⅰに名称を変えて実施。さらに保育士の役割に応じた処遇改善費Ⅱを17年度から実施し、処遇改善加算Ⅲを22年10月から実施、人事院勧告による手当が23年から合計で15.9%が交付されるなどが行われました。最近では公定価格見直しの必要性が言われるようになってきました。しかし、保育士がその仕事に継続して従事できない背景には、作成が求められる書類の量や種類が年々増加して、それを仕事中心に作成できずに持ち帰り状態が続くなど、過重な負担になっていることがあることも明らかになってきています。処遇改善の一つとして、書類の簡素化も検討される必要があります。さらに、近年の子育て環境や教育環境などを含む社会環境の中で、小中学生の不登校児が急激に増加して34万人を超えるなど異常な状況となっています。子ども世代から人間関係を構築する習慣が希薄になり、社会の中でも自己責任論が強調されることで成人に至っても人間関係がなかなかつくれない社会環境が、人間同士をつながりを必要とする職業への就職を敬遠する風潮が強くなっているのではないかと考えられます。

独立行政法人福祉医療機構が実施して国や大阪府の補助対象となっていた退職共済制度が老人施設ですべてに補助制度廃止となっており、16年度から障がい者施設でも廃止され、現在は児童福祉施設での廃止が繰り返し検討されていますが、当面は2026年度に再検討することになりました。いつ頃に打ち切り方針が出される不安な状況が続いています。

19年10月1日からの消費税増税が実施され、これを財源とする幼児教育無償化も実施されました。幼児教育無償化それ自体は大切な施策ですが、消費税増税分を財源としていることや給食費徴収(主食費1500円程度と副食費4500円)が新たに行われたことが大きな問題と

なっています。また、24年4月からは、副食費4900円の徴収へと国が値上げを通知しています。

子どもたちの成長のゆがみが指摘されて相当の年月が経ち、近年は子どもへの虐待が社会問題になっており、そして少子化傾向がさらにすすんでいます。

寝屋川市では、待機児童ゼロプランなどの推進もあり、新しい規定での保育所待機児童数は「ゼロ」が5年継続していますが、実際の待機児童ゼロには至っていない現実があります。また子ども虐待通報が年間1400件程度と多くなっていることも含めて、子ども子育て施策のさらなる充実が求められます。

この保育圏の地域では、就学前児童数が寝屋川市の他の地域に比べて少ない状況もあり保育所申し込み数は多くないが、生活困窮世帯数は他地域に比較して多いことから、子育て世帯に対する生活支援を含む子育て支援策が求められる。

自然環境・社会環境・労働環境・家庭環境・保育子育て環境などの課題に取り組むことなど、子どもの権利条約を含めてあらゆる手だてを尽くした未来を担う子どもたちの育つ環境づくりが求められています。

〈重点課題〉

1. 利用者負担の軽減をはかり、人権尊重の利用者支援をすすめます。
2. いのちと暮らしを守るため、広範な人々との協力共同をすすめます。
3. 法人・施設の一体的で安定的な運営と財政基盤の強化をはかります。
4. 施設整備等における、国・自治体の役割と責任に拠って働きかけを行うとともに、財政状況を勘案して必要な施設整備事業をすすめます。
5. 教育研修システムの確立と内容充実をはかるとともに、職員の資質向上と人材育成に力をいれます。
6. 新制度及び社会福祉法改定による新たな動向に留意するとともに、市内の保育施設とも連携しながら、今後の対応を具体化します。
7. 職員の処遇改善に取り組みます。
法人独自での改善策も検討しますが、職員とも協力して寝屋川市の独自施策の改善を求める取り組みを行うとともに、全国協議会や同友会との連携を行いながら、国や大阪府への働きかけにも取り組みます。

〈利用者支援計画〉

1. 諸制度の改変がすすむなかで、利用者の人権尊重を念頭にいた利用者支援を引き続きおこないます。
2. 施設の「自己評価」を行うとともに、24年度に「第三者評価」を含めた外部評価をすすめ、利用者支援の向上につとめます。
3. 利用者及びその関係者のプライバシー保護のため、諸規程に基づき個人情報保護につとめます。
SNSなどによる個人情報の取り扱いに関しては、職員研修を含めて対応します。

4. 利用者及びその関係者の苦情や要望を真摯に受け止め、「苦情処理委員会」にその都度報告しその解決をはかることにより、利用者支援の向上につとめます。
5. 実践交流等を含めた職員研修体制を充実し、施設における処遇水準向上につとめます。
6. 施設整備、清掃、衛生管理、安全管理など、安心・快適な施設環境を確保します。
7. 地域開放事業などを本体事業と同等に位置づけ、援助内容を充実します。
8. 事故や災害を未然に防止し、発生した事故や自然災害や公害などに適切に対応する危機管理体制を確立し、マニュアル化して実施します。
9. 四者(保護者・職員・支える会・法人)懇談会に出席して、利用者支援の観点からの取り組みをおこないます。

<地域福祉活動・福祉運動拡充計画>

1. 憲法や社会福祉法、児童福祉法並びに教育関連法を形骸化させない運動を地域住民、関係団体と連携してすすめます。
2. 社会福祉諸制度の改変にともなう影響を明らかにし、施設最低基準や運営基準を堅持・向上する福祉運動を展開します。
3. 福祉サービスの「応益負担」見直しを求め、権利としての公的福祉の拡充を共通課題として、大阪社会福祉協議会・大阪社会保障推進協議会・社会福祉施設経営者同友会などの諸団体及び寝屋川市内の関連福祉施設との連携を強めます。
4. 寝屋川社会福祉協議会の地域貢献委員会の取り組みに積極的に参加してフートバンク活動に取り組みむほか、関係団体とともに地域福祉の向上に努めます。
5. 平和と福祉拡充をテーマに、地域住民と連携して各種行事に取り組みます。
6. 多目的室の有効活用などによる地域福祉活動に取り組みます。例えば学童保育(放課後児童の育成支援など)に関連した公益事業の実施などを検討します。

<民主的管理運営計画>

1. 法人ならびに施設の運営に関して広く関係者の意見をいただき民主的運営につとめます。
2. 法人の理念や施設の諸事業、財務諸表等を公開し情報公開につとめます。
3. 職員の雇用や賃金などを含めた処遇改善について、労働組合や職員の代表とともに検討し具体化します。
4. 健康で働きやすい職場づくりをめざし、福利厚生事業を発展させます。

<地域ボランティア>

地域ボランティアとして、太鼓ボランティアを引き続きお願いすることにします。また『絵本の読み聞かせ』ボランティアを再開していくことも検討します。

今後、幅広い地域ボランティアとの関わりについて更に検討していきます。

<財政基盤強化と財源確保計画>

1. 施設・法人の経営分析をすすめ収益性向上に努めるとともに、効率的で計画的な予算執

行につとめます。また各種補助金や助成金の積極活用をはかります。

2. 施設の財政状況が厳しい中、当面は収入予算額の1から2%程度の積立金を確保していきます。

3. 法人レベルでの新たな収益事業を検討するとともに、施設での財源確保にも積極的に取り組みます。

4. 社会福祉法改定に伴う経理規程に準拠した的確な財政運営を実施していきます。

5. 新型コロナウイルス感染症が長期に渡って流行することによって保育園への入園を控える風潮や出産を控える風潮が顕著になり、保育園や幼稚園などの定員割れが全国的にこのように広がるなか、委託費の減額が続いていました。昨年度に続き、新年度も0歳児の入園が増え、今年度は6でのスタートになっています。子どもの減少傾向はさらに強くなることも危惧されるなかで、財政基盤の強化と財源確保について職員とともに対応策について具体的に検討する機会を持っています。

〈施設整備計画〉

2016年度に約3千3百万円の大規模修繕を実施したので、次回は2030年度を目途に必要最低限の補修・改修計画を随時策定して実施するとともに、長期的施設整備計画では自己資金確保のための積立資金計画をすすめます。

〈こっこ保育園を支える会発展のために〉

法人設立ならびにこっこ保育園の認可・建設において主体的で重要な役割をはたしていただけ、05年5月にこっこ保育園開設とともに「寝屋川に認可保育所をつくる会」から「こっこ保育園を支える会」に改称した「支える会」には、地域住民としての観点からも常に法人と施設運営に対してご支援をいただいています。

「こっこ保育園を支える会」の取り組み事業に積極的に参加し、その発展のために力を尽くします。

2025 年度事業計画

(法人の理念)

社会福祉法人むくの会は、日本国憲法および社会福祉法、社会福祉事業法に沿って社会保障・社会福祉の充実・発展に努めます。

(施設 (保育) 運営の基本)

こっこ保育園は、職員の専門性を研磨し保育の質向上に努めるとともに、どの子ども健康でたくましく、心身共に健やかに育ち、子どもを真ん中に大人達も育ち合う保育を大切にします。

- 子どもたちの「生きる力」を大切に育てます。
- 子ども・保護者・職員の豊かな人間関係を大切にします。
- 子どもの成長に保護者とともにしっかりと寄り添い保育します。
- 子どものひとみかがやく未来をめざします。
- 職員の保育感と連携を大切にし成長できる仕組みと環境をつくります。
- 職員が自主的に仕事のできる仕組みと環境をつくります。
- 子どもの権利条約、児童福祉法を根幹に保育園を運営します。

(保育方針)

- ・ どの子ども健康でたくましく、健やかに育つように
- ・ しつかり自分らしさを表現し、なかまと共に育つ
- ・ 誰もが安心して子どもを産み育て働き続けられるように
- ・ 子どもを真ん中に、大人たちも育ち合う
- ・ 保育者が健康でいきいきと働き続けられるように
- ・ 地域と共に、地域の子育てセンターの役割を担う保育園に

(保育目標)

- ・ しつかり食べ、いっぱい遊び、ぐっすり眠る子
- ・ 何事にも興味を持ち、意欲的に遊び、自分の思いを表現できる子
- ・ 豊かな人間関係の中で自分を認め、相手も認められる子

以下に、「法人の理念」と「保育の理念」等に基づいて策定した「保育方針」と「保育目標」をもとに、令和3年度のごっこ保育園の事業計画を具体的に定めます。

尚、それぞれの項目に関連する法人の事業計画に記載の項目も※印として同時に示します。

- 1 施設運営一 ※ (重点課題) (利用者支援計画) (地域福祉活動・福祉運動拡充計画)
(民主的管理運営計画)

- (1) 児童の処遇
ア クラス編成 (4月1日)

クラス名	年齢	保育士数	園児数	備考
くみじ	0歳	1	6	非常勤2
うめ	1歳	2	10	
びわ	2歳	2	12	
もも	3歳	1	12	
ぼぶら	4歳	1	12	
さくら	5歳	1	12	加配1
フリー		2		
加配担当	5歳	1		
乳児主任	フリー兼	1		
幼児主任	担任兼	1		
合計		15	64	世帯数 49

イ 月別保育予定日数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計 290日
25	24	25	26	24	24	
10月	11月	12月	1月	2月	3月	
26	22	24	23	22	25	

ウ 健康管理

保育園では心身ともに健康でそれぞれの順調な発育、発達を保障できるように、日々の健康観察とその対応を熟知し、安全で清潔な生活環境を整える必要があります。これらについては保健マニュアル、感染症マニュアルに基づき行います。特に新型コロナウイルス対応については厚労省発出のガイドラインなどに基づいて行います。

〈具体的には〉

健康診断	年2回 (5月、10月)
内科検診	年1回 (6月)
歯科検診	年2回 (5月、10月)
検尿検査	

エ 保育

各組の保育目標、別紙 保育指針、保育計画 (年間カリキュラム、月案、週案など) による〈行事〉

保育園では、保育の一環として年間を通して様々な行事を実施します。

行事には入園や卒園、誕生日など成長の節目を祝うもの、節分やこどもの日のような一般的な年中・伝承・季節行事などがあり、日常生活のひとつとして、子どもたちの生活のアクセントとなり、季節の移り変わりや豊かな四季を印象深く受け止めるものとなるように取り組むほか、子どもたちに日本の伝統的な文化や伝統についても行事を通して伝えていくようにします。

また、日々の保育活動の積み重ねを大事にした運動会などの行事も行い、いずれの行事も、安定した日常の保育とのかかわり合いの中で、生活や遊びがより豊かになるように取り組みます。

5類に指定された新型コロナウイルス感染症については、これまでの対策を講じ、日常の保育や行事をどのように実施するかについては、その時々状況に応じた取り組みになることか

ら、厚労省や寝屋川市からの対策やガイドラインなどを基本として、園内での各種会議で検討を加えてよりよい対策を講じます。

◆主な行事予定

- 4月 入園進級のつどい、こどもの日のつどい
- 5月 春の遠足、内科健診、検尿、個人懇談
- 6月 クラス懇談会、保育参加、プール開き、田植え
- 7月 セタまつり、お泊まり保育（5歳児）、
- 8月 プール閉い、夏まつり、検便
- 9月 お月見会、クラス懇談会、祖父母参観、保育参観、20周年行事
- 10月 運動会、お芋ほり遠足、遠足、焼き芋大会、クラス懇談会、稲刈り
- 11月 内科検診、検尿
- 12月 乳児生活発表会、クリスマス会、もちつき大会、検便、作品展
- 1月 新春のつどい、豆まき・節分のつどい
- 2月 幼児生活発表会、クラス懇談会、検便
- 3月 ひな祭り、お別れ会、卒園式、入園進級懇談会、5歳児お別れ遠足、お別れ散歩

◆月例行事：誕生会・身体測定・避難訓練・歯科検診

- 地域保育事業（赤ちゃん会・遊ぼう会・こっこクラブ・体験保育）
- お弁当の日（9月～5月）
- 地域校園交流、認定子ども園ひなぎく保育園年長交流

オ 栄養管理

保育園における食事は、保育の一部であり、食習慣の基礎を育むのに大変重要な役割をもっています。安全かつ衛生的な食事づくりを基本とし、心身の成長、発達が盛んな子どもに十分な栄養を与える必要があるとともに、「食育」という観点からも子どもにとっておいしく食べることができる栄養管理（計画）が重要です。

給与栄養目標量の設定にあたっては、身体測定データ（性、年齢、身長、体重、カラダ指数）を整理し、健康状態を把握・評価し、厚生労働省策定「日本人の食事摂取基準（2020年版）（2021.1.15 情報追加）」を活用します。

また、食事の環境を整え、作り方、盛り付け、配膳に工夫を凝らし、食事のマナーや栄養の知識を与え、子どもがおいしく楽しい食事ができるよう職員全員で取り組みます。

新型コロナウイルス感染症対策を行ったうえでの食事については、5類指定に変わったことを受けて、子どもたちの食事環境に留意して取組めます。

〈具体的には〉

- 集団給食施設栄養報告 年12回
- 栄養素の質、量のバランスを考え献立表を作成
- 季節の素材を積極的に取り入れ、変化に富んだ献立を作成
- 給食供給者としての諸管理

カ 安全管理

毎日、子どもが安全でのびのびと楽しく遊び、生活できるように、全職員で安全に対する配慮と行動を実行し「安心・安全保育」に取り組むことを大切にします。

そのため、以下に示すほか「安全計画・安全管理マニュアル」「危機管理マニュアル」にそつて安全管理に取り組みます。

- ・日ごろから子どもの観察（体調・動き方・息づかい・機嫌・笑い・食べ方など）に努め、個々の子どもやクラス等の集団の特性を十分に把握し、職員共通の理解にしておく。
- ・職員会議などで、起こりうる危険（設備・保育内容など）について討議し、どんな小さな問題点でも、全職員に迅速かつ確実に報告や情報が届くような体制を整備する。
- ・過去の事例や職員の経験などを記録し、資料を残し、再発防止に努める。

・子どもの特徴、性格などへの理解を求め、保護者や地域の人々との協力関係を日ごろから築いておく。

- ・5類指定に変わった新型コロナウイルス感染症対策については、当面ガイドラインに基づいて、職員と保護者が共に積極的に取り組みます。

〈具体的には〉

- ・交通安全教育
- ・不審者、非常時・災害時の避難訓練（毎月）
- ・新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ対策、各種ウイルス対策に関する情宣を行うとともに、園での感染情報を職員・利用者で積極的に共有して対応する。

(2) 職員の処遇

ア 職員構成

園長	1名
主任保育士	1名
保育士	9名
非常勤、パート	13名
栄養士	0名
調理員	4名
看護師	0名
事務員	1名
常務理事	1名
嘱託医	2名 (非常勤)

イ 職員配置

	常勤	非常勤
事務所	吉住園長、片岡主任、安達事務員	太田
給食	高木よ	盛、岡本、下川
もみじ	平木	泰、桑野
うめ	和泉、仲田	
びわ	並河、竹中	
もも	北川	
ぼぶら	難波	
さくら	織田	
加配		安藤 (さ)
フリー	家吉	木谷

乳児主任	家吉	
幼児主任	片岡 (主任兼務)	
代替		本尾、三原、田淵、桑野、泰
補助		
朝延長		久富、坂本、岩室
夕延長		吉野、宇高、西尾、岩室

*職員採用

本年度に常勤職員 1名と給食担当非常勤職員 1名の採用を計画。

ウ 健康管理

健康診断 年 1 回 (12～1月)

細菌検査 年 12 回

給食、0歳児調乳担当のみ毎月1回。夏・秋全員。

エ 職員会議

運営会議・保育会議・乳児会議・幼児会議・延長会議・給食会議・離乳食会議
 クラス会議・アレルギー会議・各クラス会議 (毎月 1 回)

行事会議 (随時) 行事反省会 (随時) 前期総括会議、代表者会議、事務所会議
 年間総括会議 (半年 1 回ずつ) ほかに

*新型コロナウイルス対策として、場合によってはリモート会議で行います。

オ 研修計画

年間研修計画を職員との面談も実施しながら個人別に策定し、それによって具体化します。
 例えば、以下に示すようなものが計画の対象となっています。

- 寝屋川市職員研修
- 寝屋川市発達障害児自主研究会
- 全国保育運動連絡会 全国合同集会
- 保育学校
- みんなで保育を考える集会
- 社協主催、各研修
- 園内研修 (障害児保育含む)
- リズム研修、太鼓研修
- その他

カ 退職・福利厚生

- 大阪社会福祉協議会従事者共済会加入
- 社会福祉施設職員等退職手当共済加入

2 施設管理一 ※〈施設整備計画〉

- (1) 事務関係
- ア 管理事務

会計責任者、建物管理責任者、防災管理者、契約責任者 → 園長
出納責任者、固定資産管理責任者、安全衛生推進者 → 事務員

- イ 児童処遇事務 (保育、給食、健康管理)
- ク ラス担任、主任、延長保育担当

(2) 設備関係

- ア 固定遊具の設備点検 (木製遊具から鉄製遊具に変更)
- イ 調理室業者清掃
- ウ クーラー内部の清掃及び屋上熱交換器のメンテナンス
- エ 施設構築物 8 年点検
- オ 建具点検
- カ 屋上防水工事
- キ 防犯対策

(3) 備品関係

- ア 備品購入予定 随時
- イ 保育用品購入予定 随時
- ウ 給食用品購入予定 食器など
- エ 固定資産物品購入予定 随時
- オ 新会計ソフトウェア導入

(4) 災害対策

- ア 避難訓練 毎月 1 回
※年 1 回は消防署立会いで実施します。
- イ 防災設備の点検委託 年 1 回 (内、届け出 1 回)
- ウ 非常食糧の備蓄 ○ (全児童数＋全職員数) × 2 食 × (1 日～2 日) 分

3 保護者との連携・協力ー※ (地域福祉活動・福祉運動拡充計画) (利用者支援計画)

子育ての基本は家庭にあります。子どもたちが健やかに成長するためには、子育て家庭が安心と喜びを持って子育てにあたれるように、行政、地域、NPO、事業者など、社会全体がそれぞれの役割を担い、連携と協力のうちに子どもたちの健全育成に関わっていくことが必要です。

社会全体で子育てを支援していくという視点から、保育園も保護者との連携・協力、地域住民との連携を図りながらその子育てを支援していきます。

新型コロナウイルス対策やインフルエンザ対策が必要な場合は、保育参観や保育懇談、個人懇談、クラス懇談などのリモート活用も進めています。

(1) 園と保護者の関係 (アセスメントの取り組みを含む)

子どもにとって、保育園も大切な成長の場であることを保護者に十分説明するとともに、保護者がどのような子育て観を持っているのか、また、どのような勤務をしているのかなどを丁寧に聞き

取り、保護者に関する理解に努めます。場合によっては家庭訪問を行います。

その上で、保護者とともに子どもの成長を見つめ、喜んだり、悲しんだり、困ったことがあれば一緒に考えるというを通し、園と保護者とがともに子どもを育てていくという関係をつくっていきます。

(2) 保護者との関係づくりとコミュニケーション

コミュニケーションの基本は、保護者を尊重し、考え方や立場を理解しようとする姿勢です。子育ての主体は保護者であり、子どもへの思いを理解し、保護者の主体性を尊重した上で、子育ての知恵や子どもの見方などを伝えていくことが大切です。

その際、保育園側からの一方的な形にならないようにし、日常的に顔を合わせたときや懇談会などの機会に、保護者のニーズや悩みに耳を傾けるようにします。

園の保育方針や保育の内容は、対話やお便りなどを使い、子どもの成長する姿とともに見守っているという共感的姿勢を保護者にも感じ取ってもらえるように発信します。

〈具体的などりぐみ〉

- ・ 入園時説明会、クラス懇談会、個人面談、保育参観保育参加、家庭訪問、連絡ノート
- ・ 四者懇談会 (保護者、職員、支える会、園・法人)

(3) 保護者からの意見・要望等

保育に関する意見・要望・苦情は職員および関係機関と速やかに検討して対応します。

結果については、すぐに解決・改善ができる事と、時間がかかる事とを明確にした上で保護者に伝え、現状において改善できないことについては、事情と理由を丁寧に説明し、理解していただくよう努めます。

苦情は利用者や地域の住民の視点から発せられているため、園が見落としていた問題を発見できる機会となることも多く、専門職としての自覚を持ち、相手の苦情内容を冷静に聴き、謙虚に受け止めることが大切です。場合によっては、園側の事情を適切に説明することも大切です。

園側の不注意や落ち度がある場合は、誠意を持って対応し、きちんと対策を取ることを約束することが必要です。園での対応を超えた事案等の場合は、その事案の内容によってはこども室と相談の上、解決することも必要です。

〈具体的には〉

- ・ ご意見・ご要望 (苦情) 対応手順書による対応 (苦情解決委員会対応を含む)
- ・ ご意見・ご要望・ご提案対応報告書の作成

3 地域社会との連携 ※ 〈地域福祉活動・福祉運動拡充計画〉

保育園入園の理由が保育に欠けるだけでなく、保護者の養育困難の支援の為というケースも増えてきています。また、子どもの家庭環境、両親の勤務状況など家庭状況の把握が出来にくくなり、預かる園として、子どもの個人対応や保育対応に、困難さがかかえている現状は深刻です。園独自では対応できないケースなどもあり他機関と連携を密に取りながら対応していくことがとても重要です。

〈具体的には以下のように取り組みます〉

- ・ 地域保育事業の充実、地域新聞の発行、ホームページ、(よいこネット)、地域自治会との連携、
- ・ 祭や行事での交流、地域小学校・中学校との連携、公共機関との連携、
- ・ 近隣および近郊の幼稚園、保育所など他施設との交流、
- ・ 他園との交流として地域7園交流、ひなぎく保育園交流、たちばな保育園リズム交流

4 職員の業務負担軽減 ※〈民主的管理運営計画〉

職員の業務の見直しを日常的に行い、事務作業などの効率化のためにパソコンをクラス単位で使うことが出来るように台数を6台に増やし作業スペースを確保しましたが、事務所関係者との奪い合いになったことを反省し、タブレットパソコン (Surface) を6台購入。W i F i での充実を行いましたので、今後は有効活用をすすめていきます。

また、業務そのものの見直しについて代表者会議などで検討して職員の意見を聞きながら、その都度すすめていきます。

5 その他ー〈利用者支援計画〉

(1) 一時保育 (自主事業)、

一時保育実施➡マニュアルに基づいて実施 (別紙 ➡マニュアル)

(2) 延長保育

延長保育実施➡マニュアルに基づいて実施 (別紙 ➡マニュアル)

(3) 障がい児の保育と要配慮児の保育

障がい児保育事業は、心身に障がいがある児童を保育園に入園させ、必要な保育を行うことにより、児童の福祉向上を図ることを目的として行います。

障がいのある子どもの保育については、一人ひとりの発達過程や障がいの状態を把握し、適切な環境の下で障がいのある子どもが他の子どもとの生活を通してともに成長できるように、あかつきひばり園や市の発達相談担当者とも連携をとりながら行います。

いろいろな要素で特に配慮が必要な子どもの保育を含めて、子どもの状況に応じた保育を進めるために、家庭との連携を密にし、保護者に寄り添いながら適切な対応と専門家及び関係機関と連携した支援を充実させます。

(4) 地域子育て支援 (「こっこ保育園にあそびにきませんか」チラシと「よいこネット」に掲載) 保育園は、日中保育に欠ける子どもを保護者に代わって保育していくことを大きな役割としています。しかし、社会的な状況変化の中で、「密室育児」など在宅で子育てをしている家庭の状況が課題となっています。

こっこ保育園は、「地域の子育てセンター」として、家庭で子育てしている親子を対象に、保育園へ遊びに来ていただく取り組みや、公園をお借りし、つどいの広場の方々と出前保育を行っています。

また、つどいの広場「こころ」さんなどと協力し地域の親たちが楽しく主体的に子育てできるように、保育園の持つ特性や専門性を活かした支援を、子育て支援担当者(主任)を中心にして全職員で行います。

具体的には、以下のような取り組みを実施します。

○赤ちゃん会 (さくらんぼぐみ) : (1歳ぐらい) 月1回)

○遊ぼう会 (りんごぐみ) : (1歳以上) 月1回)

○お誕生日会 : (月1回)

○こっこクラブ : (年5回)

○体験保育 : (1歳児～2歳児毎で各年齢) 応相談)

○プール開放 : (7～8月)

○園庭開放 : (月～土曜日)

○室内開放：(お誕生会の日)

- (5) 食育の充実
食育計画に基づいて実施します。(別紙 食育計画)